

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の2
の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容

平成28年11月17日提出

東京都中央区京橋1丁目9番1号
全国信用協同組合連合会
代表理事 内藤純一

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の3第1項の規定に基づき、同法第34条の2の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を次のとおり提出します。

記

第1 優先出資の引受け等を求める額

62億4千万円

第2 優先出資の引受け等の内容

種類、払込金額の総額、発行口数、1口当たり払込金額、発行の方法及び非資本計上額については、次のとおりです。

1. 種類	社債型非累積的永久優先出資
2. 申込期日（払込日）	平成28年12月27日（火）
3. 発行価額 非資本組入額	1口につき200,000円（額面金額1口100,000円） 1口につき100,000円
4. 発行総額	6,240百万円
5. 発行口数	31,200口
6. 配当率	12か月日本円TIBOR+0.32%（発行価額に対する配当率） (ただし、小数点第3位を四捨五入し、8%を上限とする)
7. 累積条項	非累積的
8. 参加条項	非参加
9. 残余財産の分配	次に掲げる順序により残余財産の分配を行う ① 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ② 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）。 ③ ①及び②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済みの普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。 ④ 残余財産の額が①、②により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。
10. 発行の方法	私募